ロ　当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額（第七十三条第八項に規定する現金による支払、カジノ管理委員会規則で定める支払手段による支払若しくはカジノ行為関連景品類による支払又は同条第九項に規定するクレジットカードの利用による支払を受けて交付等をしたチップの価額を除く。）の総額

ハ　当該カジノ事業者が当該各月に行わせた顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額

二　カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額

2　カジノ行為粗収益が零を下回るときは、その翌月に納付すべき国庫納付金のうち、前項第一号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額は、零とする。この場合において、零を下回る額は、その翌々月に納付すべき同号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額の計算上控除するものとする。ただし、控除してもなお控除しきれない部分の額があるときは、当該控除しきれない部分の額は、その翌々月の翌月以後の各月に納付すべき国庫納付金のうち、同号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額の計算上順次控除するものとする。

（認定都道府県等納付金の納付等）

第百九十三条　カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金として、政令で定めるところにより、各月ごとに、当該月のカジノ行為粗収益の百分の十五に相当する額（以下この章において「認定都道府県等納付金」という。）を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2　前条第二項の規定は、認定都道府県等納付金について準用する。

3　国は、認定都道府県等納付金の納付があったときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等納付金として納付された額を、当該納付があった月の翌々月の末日までに認定都道府県等に払い込むものとする。

（政令への委任）

第百九十四条　この節に定めるもののほか、国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節　申告及び徴収

第百九十五条　前章第二節の規定は、国庫納付金及び認定都道府県等納付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十章　カジノ事業者等の監督

（監査）

第百九十六条　カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（カジノ事業者が行う業務等に関する報告の徴収等）

第百九十七条　カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であった者に対し、当該カジノ事業者について第三十九条の免許を受けた後も引き続き第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか（次項において「免許基準適合性等」という。）又は当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一　議決権等の保有者

二　出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者

三　カジノ施設供用事業者

四　認可施設土地権利者

五　カジノ関連機器等製造業者等

六　当該カジノ事業者から業務の委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）

七　当該カジノ事業者の契約（第六十五条第一項に規定するカジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。）の相手方（前号に掲げる者を除く。）

八　出資、融資、取引その他の関係を通じて前二号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者

九　特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた者

十　第二十八条第十五項の監査証明又は第六十七条第三項の監査を行った公認会計士又は監査法人

2　カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、当該カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る同項第一号から第九号までに掲げる者若しくはこれらの者の従業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験に必要な限度において非電磁的カジノ関連機器等を無償で収去させることができる。

3　第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問、立入検査及び収去について準用する。

（カジノ施設供用事業者が行う業務等に関する報告の徴収等）

第百九十八条　カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ施設供用事業者若しくは当該カジノ施設供用事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であった者に対し、当該カジノ施設供用事業者について第百二十四条の免許を受けた後も引き続き第百二十六条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか（次項において「免許基準適合性等」という。）又は当該カジノ施設供用事業者が行う業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一　議決権等の保有者

二　出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ施設供用事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者

三　カジノ事業者

四　認可施設土地権利者

五　当該カジノ施設供用事業者から業務の委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）

六　当該カジノ施設供用事業者の契約（雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。）の相手方（前号に掲げる者を除く。）

七　出資、融資、取引その他の関係を通じて前二号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者

八　第二十八条第十五項の監査証明を行った公認会計士又は監査法人

2　カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ施設供用事業者が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該カジノ施設供用事業者若しくは当該カジノ施設供用事業者に係る同項第一号から第七号までに掲げる者若しくはこれらの者の従業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

（認可主要株主等の業務等に関する報告の徴収等）

第百九十九条　カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者、カジノ施設供用事業者若しくは指定試験機関の認可主要株主等又はその従業者若しくは従業者であった者に対し、当該認可主要株主等について第五十八条第一項若しくは第四項ただし書（これらの規定を第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。第二百五条第二項において同じ。）の